不利益処分の処分基準

処分の内容		不正利得の徴収
根拠法令及び条項		児童手当法第１４条
所管部課係名		こども未来部こども支援課こども給付係
処分基準	関係条項	
	基準 （未設定の場合はその理由）	偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者があるときは、市区町村長は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。 偽りその他不正の手段とは、積極的又は消極的に真実をゆがめ、又は隠すことによって不正を行い児童手当の支給を受けたり、正当な額より多い額を受け取った場合を指し、この際は強制的に徴収することが可能である。 不正受給者は不正利得の徴収のほかに罰則の適用を受けることがある。 偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者は、３年以下の懲役又は３０万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。
	参考事項	
	設定等年月日	平成２７年４月１日設定（令和６年１０月１日最終変更）